

消 防 特 第 2 2 2 号  
1 7 保 安 第 3 6 号  
平成 1 7 年 1 1 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課 長

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の  
配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 7 年総務省・経済産業省令第 6 号）が本日公布され、平成 1 7 年 1 2 月 1 日に施行されることとなりました。（別添参照）

今回の改正は、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成 1 7 年政令第 3 5 3 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

○ 総務省 省令第六号  
経済産業省

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第四十一条第一項及び第二項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第三十九条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年十一月二十八日

総務大臣 竹中 平蔵

経済産業大臣 二階 俊博

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

第十七条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

#### 附 則

この省令は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令案新旧  
対照条文

○石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第十七条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、令第三十九条第一項の行為をしたときは、その日から起算して三十日以内に法第四十一条第一項の規定による報告をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、令第三十九条第二項の行為をしたときは、その日から起算して三十日以内に、法第四十一条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>（通知等を要しない軽易な事項）</p> <p>第十八条 令第三十九条第一項の総務省令で定める事項は、位置、構造又は設備の変更で、危険物の種類の変更又はその貯蔵・取扱量の百キロリットル若しくは百トン以上の変更を伴わないものとする。</p> <p>2 令第三十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、位置、構造又は設備の変更で、高圧ガスの種類の変更又はその処理量の二万立方メートル以上の変更を伴わないものとする。</p>	<p>（都道府県知事への報告等）</p> <p>第十七条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、令第三十五条第一項の行為をしたときは、その日から起算して三十日以内に法第四十一条第一項の規定による報告をしなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、令第三十五条第二項の行為をしたときは、その日から起算して三十日以内に、法第四十一条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>（通知等を要しない軽易な事項）</p> <p>第十八条 令第三十五条第一項の総務省令で定める事項は、位置、構造又は設備の変更で、危険物の種類の変更又はその貯蔵・取扱量の百キロリットル若しくは百トン以上の変更を伴わないものとする。</p> <p>2 令第三十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、位置、構造又は設備の変更で、高圧ガスの種類の変更又はその処理量の二万立方メートル以上の変更を伴わないものとする。</p>